

新宮町集団健診等業務 内容一覧

※要綱・制度改正等により変更の場合あり

項 目	電話受付業務、Web予約受付業務
実施方法	・詳細は仕様書(第4章予約センター)のとおり

項 目	当日受付・誘導・受診票等の回収
実施方法	・受診日・受診項目(受診資格)の確認 ・受診番号(名簿作成)確認・記入 ・町が指定する自己負担金の徴収(領収書の発行) ・受診者の誘導 ・受診票、特定健康診査受診券(国保対象のみ)の回収 ・受診者受付データを指定する様式で作成し、2営業日以内に町へ提出

項 目	健康診査
対 象 者	新宮町に住民票を有する20歳から39歳の人、40歳以上の生活保護受給世帯の人
内 容	高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて実施する特定健康診査と同様に実施する。 ○基本的な健診項目 ・問診(自覚症状・既往歴・現在治療中(定期検査を含む)の疾病の有無・家族歴・嗜好・過去の健康診査受診状況等を聴取) ・身体測定(身長・体重・BMI・腹囲) ・医療診察(問診・視診・腹部触診・打聴診・その他必要な検査) ・血圧測定 ・尿検査(糖・蛋白) ※問診票送付時に検尿容器を同封。 ・血液化学検査 - 肝機能検査 AST(GOT)、ALT(GPT)、γ-GT(γ-GTP) - 脂質検査(HDLコレステロール・LDLコレステロール・中性脂肪) - 糖代謝検査(血糖) ○追加項目(全員に実施) ・尿検査(潜血) ・腎機能検査(クレアチニン、eGFR) ※詳細健診該当者を除く。 ・糖代謝検査(ヘモグロビンA1c) ・痛風検査(尿酸) ・脂質検査(総コレステロール、non-HDLコレステロール) ○詳細健診項目 (40歳以上の生活保護世帯の人のみ対象。国の基準で実施。当該年度・前年度の健診結果に基づき、医師査定により実施) ・貧血検査(赤血球数・ヘマトクリット値・ヘモグロビン値) ・心電図検査(安静時12誘導) ・眼底検査(両眼) ・腎機能検査(クレアチニン、eGFR)

項 目	健康診査
対 象 者	新宮町に住民票を有する福岡県後期高齢者医療保険の人
内 容	・高齢者の医療の確保に関する法律第125条に基づき実施する健康診査。 ・健康診査の内容は、福岡県後期高齢者医療広域連合の指定する項目を実施すること。 ・受診委託料請求については、保険者に遺漏なく請求すること。

項 目	肝炎ウイルス検査
対 象 者	新宮町に住民票を有する40歳以上で、今まで新宮町の健診で検査をしたことがなく、かつ肝炎にかかったことがない人
内 容	・問診 ・B型 HBs抗原検査 ・C型 HCV抗体検査・HCV核酸増幅検査(HCV-RNA)

項 目	胃がん検診
対 象 者	新宮町に住民票を有する40歳以上の人(※個別健診で胃内視鏡検査を受診する者は対象外)
内 容	・問診 ・胃部エックス線検査
精度管理	国立がん研究センター「事業評価のためのチェックリスト(健診実施機関用)」を遵守すること。

項 目	胸部【結核・肺がん】検診
対 象 者	新宮町に住民票を有する40歳以上の人 ※65歳以上の人は結核検診を兼ねる
精度管理	国立がん研究センター「事業評価のためのチェックリスト(健診実施機関用)」を遵守すること。

項 目	大腸がん検診
対 象 者	新宮町に住民票を有する40歳以上の人
精度管理	国立がん研究センター「事業評価のためのチェックリスト(健診実施機関用)」を遵守すること。

項 目	前立腺がん検診
対 象 者	新宮町に住民票を有する50歳以上の男性
内 容	・問診 ・血液検査(PSA前立腺特異抗原検査)

項 目	乳がん検診 ①乳房エックス線(マンモグラフィ)1方向 ②乳房エックス線(マンモグラフィ)2方向 ③超音波(エコー)
対 象 者	新宮町に住民票を有する20歳以上で偶数年齢の女性 及び 乳がん検診無料クーポン対象者(厚生労働省が定める当該年度のがん検診推進事業実施要綱の対象者)
内 容	①乳房エックス線(マンモグラフィ撮影)1方向「50歳以上(偶数年齢)」 ②乳房エックス線(マンモグラフィ撮影)2方向「40～49歳(偶数年齢)」 ③超音波(エコー)検査「20～39歳(偶数年齢)」
精 度 管 理	・①②は問診＋乳房エックス線検査(マンモグラフィ)、③は問診＋超音波(エコー) ・超音波(エコー)検査の空きがあれば、①②の希望者は実費で受診することができる。
精度管理	国立がん研究センター「事業評価のためのチェックリスト(健診実施機関用)」を遵守すること。

項 目	子宮頸がん検診
対 象 者	新宮町に住民票を有する20歳以上で偶数年齢の女性 及び 子宮頸がん検診無料クーポン対象者(厚生労働省が定める当該年度のがん検診推進事業実施要綱の対象者)
内 容	・問診 ・視診、子宮頸部細胞診
精度管理	国立がん研究センター「事業評価のためのチェックリスト(健診実施機関用)」を遵守すること。

項 目	骨粗しょう症検診
対 象 者	新宮町に住民票を有する40歳以上の人 健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業の対象者
内 容	・問診 ・DEXA方式骨塩定量測定(前腕骨)

項 目	歯周病健診
対 象 者	新宮町に住民票を有する40歳以上の人 健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業の対象者
内 容	・問診 ・歯周組織検査(歯及び歯周組織等口腔内の状況についての検査)

項 目	特定健康診査①
対 象 者	新宮町国民健康保険の資格を有する40歳以上75歳未満の人
内 容	高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて実施する特定健康診査。 ○基本的な健診項目 ・問診(自覚症状・既往歴・現在治療中(定期検査を含む)の疾病の有無・家族歴・嗜好・過去の健康診査受診状況を聴取) ・身体測定(身長・体重・BMI・腹囲) ・医療診察(問診・視診・腹部触診・打聴診・その他必要な検査) ・血圧測定 ・尿検査(糖・蛋白) ※事前申込で希望者には、問診票送付時に検尿容器を同封。 ・血液化学検査 肝機能検査 AST(GOT)、ALT(GPT)、γ-GT(γ-GTP) 脂質検査(HDLコレステロール・LDLコレステロール・中性脂肪) 糖代謝検査(血糖) ○追加項目(全員に実施) ・尿検査(潜血) ・腎機能検査(クレアチニン、eGFR) ※詳細健診該当者を除く。 ・糖代謝検査(ヘモグロビンA1c) ・痛風検査(尿酸) ・脂質検査(総コレステロール、non-HDLコレステロール) ・心電図検査(安静時12誘導) ○詳細健診項目 (国の基準で実施。当該年度・前年度の健診結果に基づき、医師査定により実施) ・貧血検査(赤血球数・ヘマトクリット値・ヘモグロビン値) ・心電図検査(安静時12誘導) ・眼底検査(両眼) ・腎機能検査(クレアチニン、eGFR)

項 目	特定健康診査②
対 象 者	新宮町に住民票を有する40歳から74歳で、国民健康保険以外の健康保険の被扶養者の人
内 容	・各健康保険組合の指定する項目の健康診査を実施

項 目	特定保健指導
対 象 者	新宮町国民健康保険の資格を有する40歳以上75歳未満の人(特定健康診査の受診者で該当者のみ)
内 容	高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて実施する特定保健指導。 ○情報提供 ・健診終了後、健診結果票と併せて、受診した者が自らの健康状態を自覚し生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。 ○動機付け支援 ・健診結果票を元に面接を実施、行動計画を作成、3～6か月後に評価を行う。 ・初回面接の形態 個別面接1回(20分以上)またはグループ面接(8名以下)1回(80分以上) ・特定健康診査受診当日に、腹囲・体重、血圧、喫煙歴等の状況から特定保健指導の対象と見込まれる人は、把握できる情報をもとに初回面接を行い、行動計画を暫定的に作成し、後日、全ての項目の結果から、医師が総合的な判断を行い、当該行動計画を完成する方法を可能とする。 ○積極的支援 ・初回面接の形態 個別面接1回(20分以上)またはグループ面接(8名以下)1回(80分以上) ・3か月以上の継続的な支援(実施ポイント数 180ポイント以上) ・特定健康診査受診当日に、腹囲・体重、血圧、喫煙歴等の状況から特定保健指導の対象と見込まれる人は、把握できる情報をもとに初回面接を行い、行動計画を暫定的に作成し、後日、全ての項目の結果から、医師が総合的な判断を行い、当該行動計画を完成する方法を可能とする。 ○主な実施形態 ・厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム」(最新年度版)を参照すること。 ・アウトカム評価とプロセス評価を合計し、180ポイント(p)以上の支援を実施すること。 ○終了時評価の形態 ・3～6か月後の実績評価を面接又は通信(電子メール、電話、Fax、手紙等)で実施。

その他備考
(1) 新宮町が独自に実施する項目の痛風検査(尿酸)・腎機能検査(クレアチニン、eGFR)・尿検査(尿潜血)・血糖検査(ヘモグロビンA1c)・血中脂質検査(総コレステロール、nonHDLコレステロール)については、基本的な健診項目の中で合わせて実施する。 ① 血糖検査について、問診時等に採血時間について確認すること。※空腹時(食後10h以上)、食直後(食後3.5h以上)、随時(食後3.5h以上10h未満) ② 「空腹時血糖」と「ヘモグロビンA1c」のどちらも全員に実施すること。 (2) 詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うこと。 ① 貧血検査については、貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者で、医師が必要と認める者を対象とする。 ② 眼底検査及び心電図検査、血清クレアチニン検査については、当該年度・前年度の健診結果票において定められた基準以上で、医師が必要と認める者を対象とする。 (3) 生理中の女性に対する尿検査については、健診日ごとに生理中のリストを作成し新宮町へ報告する。検診項目については全て実施し、実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする(この場合甲から乙に委託費用は支払われない)。 (4) 特定保健指導利用者(動機付け支援・積極的支援)に対する6か月後の評価に際し、電話・FAXもしくは手紙等による2回以上の催促を行ったにもかかわらず確認が取れず評価ができない場合は、催促の実施記録を保存し「6か月後の評価ができない場合の確認回数」の提出をもって終了とみなす。